

令和2年度（2020年度）第9回教育委員会（10月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）10月15日（木）
午後3時から午後4時15分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
- 4 議事等
 - (1) 議案
議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
議案第2号 第3期熊本県教育振興基本計画の素案について
議案第3号 令和3年度（2021年度）教職員異動方針について
 - (2) 報告
報告（1） 6月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について
報告（2） 熊本県いじめ防止対策審議会答申について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（15:00）
教育長が開会を宣言した。
田口 浩継 委員の就任挨拶
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が櫻井委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第3号は人事案件のため非公開とした。
 - (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第2号、報告（1）、報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第3号を審議した。
 - (5) 議事
○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。9月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に

報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の3項目のそれぞれについての教育委員会関係部分です。4ページから21ページまでが議案本文で、教育委員会分の提案内容については22ページ以降に整理しています。

22ページをお願いします。まず、今回の補正予算の考え方ですが、令和2年度予算については知事選の関係で骨格予算を編成していましたが、9月議会において、骨格予算に加え、県として今年度の実施が必要な事業について予算措置しています。また、新たに新型コロナウイルス対策及び豪雨対策のために必要な事業についても予算措置しています。

主な事業について概要を御説明します。

1は、新型コロナ対策に伴う臨時休業時の家庭学習に使用する貸出用モバイルルーターを配備するもの。3及び5は、県立高校及び特別支援学校に配置しているキャリアサポーターについて、新型コロナの影響に対応するため配置期間を延長するもの。7は、学校が抱えるいじめ等の諸課題について、法律の専門家による解決支援を行うもの。9は、県立学校の老朽化等危険個所の改修やライフライン設備の更新等を行うもの。10は、災害発生時に避難場所となる体育館及びその周囲のトイレを整備し、県立学校の防災機能強化を図るもの。11は、新型コロナの影響による農業従事者の人手不足解消のため、農業高校が援農・就農を行うにあたり、その研修に用いる農業機械を購入するものです。

23ページをお願いします。12は、球磨、かもと稲田、松橋西、荒尾支援学校4校の移転整備の基本実施設計を行うもの。13は、美術館分館の空調設備を更新するもの。また、新型コロナの影響に伴う休館やキャンセルにより減収等が生じたことから、指定管理委託料を補てんするもの。なお、17は、青少年施設について、19から23は、体育施設について、同様の理由により指定管理料を補てんするものです。16は、インバウンド需要の復活に向け、展覧会概要や美術作品解説の多言語化など外国人観光客の受け入れ態勢を整備するもの。18は、新しい生活様式への対応として、県立図書館と熊本市立図書館等との連携による、図書館の相互貸出返却システムを構築するものです。

24ページをお願いします。中下段の債務負担行為補正についてですが、25は、先ほど説明しました球磨、かもと稲田、松橋西、荒尾支援学校4校の基本実施設計について、事業期間を令和3年度まで確保するもの。26及び27も、翌年度以降の事業期間を確保するもので、県立学校のICT回線費について令和7年度、ICT支援員配置業務委託について令和3年度、新設特別支援学校のパソコンリースについて令和7年度までとしています。

25ページをお願いします。続いて、8月専決予算ですが、いずれも、7月豪雨への緊急的な対応のため、8月21日に知事専決により予算措置したものです。1は、JR肥薩線の運休等に伴い、通学困難となった高校生等のために、通学タクシーの運行や高速バス利用への運賃助成等の通学支援を行うもの。2及び3は、被災した児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、被災した児童生徒の家庭への支援を行うスクールソーシャルワーカーを拡充するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

資料の22ページのモバイルルーターは今回の予算で何台整備されるのですか。

教育政策課長

9月補正では1,800台整備する予定です。8月補正において350台ほど整備していますが、これらは家庭にWi-Fiの環境がない生徒への貸出用として2,100台強が必要となるため、今回の9月補正は残りの1,800台を整備するものです。

櫻井委員

23ページの12番の説明のときに支援学校の移転とのことでしたが、この整備は移転のことですか。

特別支援教育課長

資料に記載の4校について、それぞれ整備内容が異なるため御説明します。球磨支援学校については、小学部から高等部まですべて移転です。かもと稲田支援学校については、稲田小学校の跡地を譲渡いただき新設となります。松橋西支援学校及び荒尾支援学校については、近隣の高校の余裕のある校舎に高等部のみが移転することになります。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「第3期熊本県教育振興基本計画の素案について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第2号について御説明します。教育基本法第17条第2項に基づき策定予定の本県の次期教育振興基本計画の素案です。

資料1を御覧ください。1枚めくったところに、目次を記載しています。全体構成として、まず「計画の策定にあたって」ということで、計画の性格等を記載しています。

次に、「計画の基本構想」として、基本理念、重点取組、施策体系を記載しています。そのうえで、施策体系に沿って、基本的方向性ごとに取組等を記載し、最後に「計画の推進」として、計画の進捗管理等について記載しています。

1ページをお願いします。計画策定の趣旨、性格及び期間等について記載しています。第2期教育プランを策定後、社会情勢等の急激な変化やこれまでの成果や課題を基に第3期計画を策定することとしています。なお、計画期間は令和5年度までの4年間としています。

2ページをお願いします。基本理念について記載しています。4つ目の丸を御覧ください。子ども達が「熊本の心」、「生きる力」、「考える力」を兼ね備え、これからの変化の激しい社会を生き抜き、夢を実現すること。さらに、一人一人の夢の実現が熊本の未来を創造する原動力となることを目指して、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念として掲げています。

3ページをお願いします。計画期間の4年間で重点的に取り組む事項について、「夢を実現する重点取組」ということで記載しています。これは、基本理念実現のため、特に力を入れて取り組むたいと考えている10の事項です。

4ページをお願いします。本計画の施策体系です。9つの「取組の基本的方向性」及び32の取組で構成しています。

6ページをお願いします。ここからは、基本的方向性に沿って記載しています。構成としては、左側のページにそれぞれの取組内容について記載し、右側のページに主な施策と関連する指標を掲載する予定です。

なお、指標の案については、この後、別途資料2で触れる予定です。

まずは基本的方向性1「家庭・地域の教育力向上」についてです。取組1「家庭の教育力の向上」、取組2「地域の教育力の向上」、取組3「就学前教育の充実と初等教育との連携強化」で構成しています。また、主な施策として、「親の学び」推進園の更なる拡充、幼児教育スーパーバイザーの派遣等を掲載しています。

ここでは、10の重点取組の1つとして「家庭教育支援にしっかり取り組みます」を掲げています。取組1にも記載していますが、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、全ての教育の出発点である家庭の教育力向上に向け、「親の学び」講座の普及や、「親の学び」トレーナーの育成等を行っていきます。

次に8ページ、基本的方向性2「安全・安心に過ごせる学校づくり」についてです。取組4「人権教育の充実」、取組5「いじめ・不登校等への対応」、取組6「貧困の連鎖を教育で断つ」で構成しています。また、主な施策としては、人権フェスティバルの開催や、スクールロイヤーの導入等を掲載しています。

ここでは、重点取組として「子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります」と「貧困の連鎖を教育で断つ」の2項目を掲げています。取組5にありますように「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止や早期発見・解消に取り組み、また、スクールカウンセラー等の専門家と連携の上、相談体制や不登校児童生徒への支援体制を充実していきます。また、取組6にありますように災害の発生等も含め、家庭の事情により進学等の夢を断念することのないよう、支援を行っていきます。

次に10ページ、基本的方向性3「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。取組7「確かな学力の育成」、取組8「豊かな心を育む教育の充実」、取組9「健やかな体の育成」、取組10「社会の変化に対応した教育の推進」で構成しています。また、主な施策としては、学力向上推進本部の設置による学力向上に向けた取組の充実、道徳教育用郷土資料「熊本の心」映像資料の活用等を掲載しています。

ここでは、重点取組の1つとして「“生きる力”の基礎となる学力向上を図ります」を掲げています。取組7にも記載していますが、小中学校では、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指し、「熊本の学び」を推進していきます。

次に12ページ、基本的方向性4「障がいや、多様な教育的ニーズに応える」についてです。取組11「特別支援教育の充実」、取組12「県立特別支援学校の教育環境整備」、取組13「多様なニーズに対応した教育」で構成しています。主な施策として、高等学校への特別支援教育支援員の配置や、「通級による指導」の実施校拡大、特別支援学校整備計画に基づく整備推進等を掲載しています。

ここでは、重点取組の1つとして「障がいのある子供の学びを支えます」を掲げています。取組11にも記載していますが、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、教育のみならず、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図ります。

次に14ページ、基本的方向性5「キャリア教育の充実とグローバル人材の育

成」についてです。取組14「ふるさとを愛する心の醸成」、取組15「キャリア教育の充実」、取組16「外国語教育、国際教育の充実」、取組17「優れた才能や個性を伸ばす教育」、取組18「私立学校の振興」、取組19「高等教育の振興」で構成しています。また、主な施策として、「キャリア・パスポート」の活用や海外チャレンジ塾の実施等を記載しています。

ここでは、重点取組として「英語教育日本一を目指します」、それから「進学や就職の夢を叶えます」の2項目を掲げています。取組16に記載しているように、外部検定試験への総合的支援等をはじめ、英語教育を充実させ、実践的な英語力を身に付ける児童生徒の育成を目指します。また、取組15や取組17に記載していますように、学力の向上等とともに、発達段階に応じたキャリア教育の充実や、ものづくり、スポーツ、文化芸術等様々な分野で活躍する人材の育成・支援を行います。

次に16ページ、基本的方向性6「魅力ある学校づくり」についてです。取組20「県立高校の特色づくりの推進」、取組21「地域とともにある学校づくり」で構成しています。また、下の主な施策として、県立高校のあり方を議論する検討会議の実施や地域学校協働活動推進員等の配置促進等を記載しています。

ここでは、重点取組の1つとして「魅力ある学校づくりを進めます」を掲げています。取組20に記載していますように熊本市を除き、定員割れの状態が続く県立高校について、そのあり方を議論する検討会議等を踏まえ、地域の児童生徒や保護者に選ばれる県立高校を目指します。

次に18ページ、基本的方向性7「子供たちの学びを支える」についてです。取組22「教職員の人材確保、人材育成」、取組23「学校における働き方改革の推進」、取組24「教育の情報化の推進」、取組25「学校の安全対策」で構成しています。また、主な施策として、県立学校や市町村立学校における1人1台情報端末の整備や、実践的な避難訓練の推進等を記載しています。

ここでは、重点取組として「教員の指導力向上を図ります」、それから「ICT教育日本一を目指します」の2項目を掲げています。取組22に記載しておりますように、優秀な教職員の人材確保に努めるとともに、教職員研修の充実を図っていきます。

また、取組24にありますように、情報端末の整備と合わせて、教員のICT活用指導力の向上を図っていきます。

次に20ページ、基本的方向性8「文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」についてです。取組26「文化に親しむ環境づくり」、取組27「文化財の保存・活用」、取組28「県民のスポーツの振興」、取組29「競技スポーツの振興」、取組30「学習機会の充実」、取組31「学習成果活用の仕組みづくり」で構成しています。また、主な施策として、地域の文化財を題材とした出前授業や、総合型スポーツクラブの設置促進等を掲載しています。

次に22ページ、基本的方向性9「災害からの復旧・復興」についてです。主な施策として、心のケア調査や文化財等の復旧への支援等を掲載しています。

最後に23ページを御覧ください。「計画の推進」として、計画を着実に推進するための留意事項を記載しています。

一番下、「5 計画の進捗管理」を御覧ください。来年度以降、計画の進捗管理を行うため、外部有識者からなる検討・推進委員会を開催し、進捗状況の報告等を行う予定にしています。

次に資料2を御覧ください。目標として設定する指標の候補を記載していま

す。なお、掲載している指標は、現在検討中のものであり、今後見直す可能性があります。

まず、基本的方向性1「家庭・地域の教育力向上」では、「『親の学び』講座の実施率」を候補として設定しています。

次に基本的方向性2「安全・安心に過ごせる学校づくり」。ここでは、「不登校児童生徒の割合」、「『いじめられたことを誰かに話した結果、いじめはなくなった』と回答した割合」を候補として設定しています。

次に基本的方向性3「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」。ここでは、「全国学力・学習状況調査の平均正答率」、次のページに移りまして「県立高等学校における大学等進学希望者の進学率」、「全国体力・運動能力調査の各調査種目において県の平均値が全国平均を上回る割合」を候補として設定しています。

次に基本的方向性4「障がいや、多様な教育的ニーズに応える」。ここでは、「個別の教育支援計画の引継ぎ率」、「特別支援学校における就職希望者の就職率」を候補として設定しています。

次に基本的方向性5「キャリア教育の充実とグローバル人材の育成」。ここでは、「インターンシップを体験した高校生の割合」、次のページに移りまして、「CEFR（セファール）レベルに照らした生徒の英語力」を候補として設定しています。

次に基本的方向性6「魅力ある学校づくり」。ここでは、「県立高等学校の入学者数」を候補として設定しています。

次に基本的方向性7「子供たちの学びを支える」。ここでは、「年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合」、「学校情報化認定制度先進地域指定数」を候補として設定しています。

次に基本的方向性8「文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。ここでは、「県内市町村における総合型地域スポーツクラブ設置率」を候補として設定しています。

最後に基本的方向性9「災害からの復旧・復興」です。ここでは、令和2年7月豪雨に係る「文化財（国・県指定）の災害復旧事業の進捗率」を候補として設定しています。

続いて資料3を御覧ください。今後のスケジュールについて記載しています。来週22日（木）に第3回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を開催した後、12月から1月にかけてパブリック・コメントを実施、その後、第4回の検討・推進委員会を経て、2～3月に策定を予定しています。

教育政策課からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

資料の10ページ、取組10の2行目ですが、「持続可能な開発のための教育（ESD）」が良いのか、「SDGs」というもう少し広く捉えた目標がありますが、どちらが良いのかというのが1点目です。

もう1点は、県教育委員会で昨年度「熊本の学び推進プラン」を作っています。その中で学習指導案ではなく、学習構想案という用語を使って、新しい授業の設計方法を提案されました。

先週、人吉第二中学校で教育実習があり、参加してきました。そのときに担当

の先生の指導だと思いますが、教育実習生が学習構想案で書いていました。せっかくしっかり作っている「熊本の学び推進プラン」の活用について、記載が見当たらないように思いますので、その辺りをお聞かせください。

教育政策課長

教育政策課です。最初の御質問ですが、委員の御指摘のSDGsは広く全体をカバーした言葉かと思えます。特に教育に特化した形で「持続可能な開発のための教育」と記載しています。特にこれに対してこだわりがあるということではありませんので、今後考え方を整理していく中で、どういう整理の仕方が良いのか考えていきたいと思えます。

義務教育課長

義務教育課です。2点目の御質問について、「熊本の学び推進プラン」に基づいた学習構想案を提起させていただいており、今年度は移行期間ですが、各学校、各管内で意欲的に研究等を進めていただいているところです。

委員御指摘のとおり、「学びの推進プラン」について記載ができていませんので、記載の仕方についても一度検討していきます。

田口委員

よろしくをお願いします。

教育長

他によろしいですか。

吉井委員

2ページ、3ページに「夢を実現する」というのが何度も出てきます。特に3ページには「夢を実現する重点取組」があります。確かに夢は大事で、子ども達には夢をたくさん持ってほしいですが、例えば不登校等で学校に行けなくなって、夢を追えなくなる場合があります。そういったときにも、次の夢を、何度も何度も子どもにチャレンジさせるようなきっかけを作るといった項目をどこかに入れていただければと思います。夢を育み、夢を拡げる。でも夢を失った場合は、次の夢を準備してあげられる、探せる。そして何度もチャレンジできるような項目をどこかに入れていただければ良いと思います。

もう1点は、資料2の2ページです。基本的方向性4「障がいや、多様な教育的ニーズに応える」のところですか。「個別の教育支援計画の引継ぎ率」が現状値で54.4%ということに少し驚きました。個別の引継ぎは、100%であるべきではないかと思いました。半分しかないことに驚いています。目標は80%ですが、これは100%というわけにはいかなかったのですか。

以上2点をお願いします。

教育政策課長

最初に御指摘いただきました、「何度もチャレンジできる」という趣旨のことを入れてもらえないかということでしたので、改めて計画の基本構想の中で、どういう位置づけが良いのかも含めて、検討させていただきます。

特別支援教育課長

特別支援教育課です。2点目にお尋ねの件です。まずは現状値が非常に低いという事実についてですが、個別の教育支援計画以外の様々な引継ぎ事項については口頭で十分な引継ぎが行われているということで報告を受けています。

しかしながら、この個別の教育支援計画は、障がいのあるお子さんが受診している病院の情報等、様々な教育機関以外の情報が盛り込まれたものです。県としては、そういう情報もしっかりと引継ぎましようという方向性を出していますが、

学校以外の機関名が書き込んであるということで、保護者の了承が得られにくいこと等から、この計画による引継ぎは、低い数字に留まっているのが現状です。

100%を目指すことができないのかという御指摘について、その背景ですが、小学校から中学校、中学校から高校の間の引継ぎについては、既に80%を超えています。しかし、高校からその先への引継ぎが難しいということで、非常に低い数字、40%台だったと思います。この辺りについては背景を十分検討して、少しでも伸びるということで、押しなべていったときに目標値が80%としています。委員の御指摘からしますと若干低めになるかもしれませんが、そういう経緯から目標値を80%と立てているところです。

吉井委員

どうもありがとうございました。

教育長

他によろしいですか。

田浦委員

資料2の2ページ「県立高等学校における大学等進学希望者の進学率」です。84.2%から89%にということですが、県立高等学校に進学したとしても、大学に行かないという選択をする子どももいると思います。数字を向上させるというのはどういう意図があるのですか。

高校教育課長

高校教育課です。委員の御指摘がありました指標については、3年生の12月の段階で、4年生大学に進学をしたいという希望を持った生徒を対象としている指標です。その段階で大学に行きたいという生徒のうち、現在は約84.2%が翌年の3月に大学等に進学しているという状況です。中には、第2希望の大学に合格したけれども、もう1回第1希望の大学にチャレンジしたいという生徒もいますので、生徒の希望については尊重しないといけないだろうと思います。あるいは第2希望だけでも進学して、行った先で自分を伸ばしていきたいという考えの生徒も尊重しないといけないと思います。そういうことを考えたときに、12月に大学に行きたいという生徒について、全員進学をしてほしい、あるいは予備校という手段になるかもしれませんが、予備校を経て大学に行っていただきたいということを、全員が希望に沿った形で進んでもらうということで89%という数値にしています。裏を返せば10%の生徒は、予備校に行って、夢を更に求めていくという状況をイメージしています。

田浦委員

ありがとうございます。

教育長

大学進学を希望する人を分母にして、進学まで結びつけるようにという指標ですので、高校生全ての進学ではないということです。表現等はまた工夫させていただければと思います。

教育長

他は何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

また今後、審議の過程の中で委員会にも御報告させていただければと考えています。

○報告（１） 「６月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）として、「６月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明します。

趣旨としては、今後の教育委員会における議論の参考としていただくために、報告するものです。

報告（１）を御覧ください。６月に開催された県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。

教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んでいきます。

報告（１）は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら次に進みます。

○報告（２） 「熊本県いじめ防止対策審議会答申について」

学校安全・安心推進課

学校安全・安心推進課です。令和２年度熊本県いじめ防止対策審議会答申について御報告します。

この熊本県いじめ防止対策審議会からの答申は、県教育委員会が同審議会に対して諮問した「熊本県いじめ防止基本方針及びそれに伴う施策等について」の回答です。

今回の答申のポイントは大きく５点あります。資料１枚目を御覧ください。

まず１つ目は、国の改訂に伴う反映です。いじめの定義に関する一部解釈に関して、「けんかは除かれる」とされていたものが、「けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否を判断するものとする。」という表現に国が変更したことを受け、これに準じた反映がなされています。

また、いじめの解消に係る要件として、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という２つが満たされている必要があると明示されたことを受け、同様の反映がなされています。

２つ目に、いじめの重大事態が発生した場合の県教育委員会調査、いわゆる第三者委員による調査について関係条例の改正を行い、「熊本県いじめ防止対策審議会は、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」旨の加筆が行われています。

３つ目は、平成３０年５月に発生しました県北高校生自死事案に係る調査報告書の中で示された提言を受け加筆された記述です。主に言語環境の整備と教師の支援体制に関する記述、教師の連携について述べられていますが、特に教師の連携については、いじめに関する情報の窓口を一本化するため、「情報集約担当者を校内に最低１人置かなければならない」とし、具体的な情報共有の仕組みについて言及いただいています。

４つ目に、同自死事案に係る再調査結果に関する部分として、「管理職のスキルアップ研修」、「遺族への丁寧な対応」「人権尊重に立った生徒の言語環境に

対する指導」について、資料にありますとおり加筆されています。

最後5つ目に、平成25年8月に発生しました県央高校生の自死事案に係る控訴審判決の内容を受け、親元を離れて寮で生活をしている児童生徒に対する丁寧な対応について、加筆されています。

今後については、この答申を受け、ただちに熊本県いじめ防止基本方針を策定し、速やかに学校等に周知できるよう準備を進めていきます。

御報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

様々な部分で改訂をしていただき、ありがとうございます。とても納得できる内容がありました。

その中で資料の裏面になりますが、私は以前からいじめ担当の先生を置いてほしいとお願いしていました。いじめ対策組織における窓口を一元化するために担当者を1人置くということで、とても近いものになったと喜んでいますが、ただ、情報集約担当者という方、1人の責任にならないようにしなければならないと思います。

学校は勉強することが目的ですが、学校が安心・安全な場所であるという前提の上に立っています。その基盤となる前提を守る担当者であるので、とても重要なポジションだと思います。その方に情報があるから大丈夫ということではなく、その方のサポートを管理職の方も、一般の先生方もみんなですべていただくことが必要だと思います。何か起きた場合にはその先生の過失ということではなくて、学校全体が共有する状態になっていなかったという認識に立つことが必要です。

このように、この担当の先生の立場をしっかりと確かなものにしていただきたいと思います。確実な足場があってこそ、この先生も活躍できると思いますので、生徒の安心のためにこの情報集約担当の先生を大事にさせていただいて、しっかりと確実な足場を作ってください、全ての先生がサポートできるような状態を学校で作っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。今、委員から御意見いただいたことは、しっかりと踏まえて、次年度の事業化に向けて、この情報集約担当者の役割等については次年度に研修会を企画するなり、また、管理職とも十分情報共有をしてより一層、組織的・実効のないいじめの未然防止の対策をとりますよう、対応していきます。ありがとうございます。

教育長

田浦委員どうぞ。

田浦委員

いじめの定義として「被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」がいじめと考えるとよろしいですか。

学校安全・安心推進課長

委員の御指摘のとおりです。

田浦委員

個人的には、学校というのは友達とけんかをするのも学習の一部だと思っています。私もそうでしたが、誰かとトラブルになったときに、「どんな言動がそれを引き起こしたのだろうか」、「どんな対応をすればよかったのだろうか」等振り返

って考える、とても貴重な機会・経験だと思っています。

けんかをすれば心身の苦痛は伴います。そうすると微妙な問題だと思っています。「もうあの子には関わるな」という言葉が出かねないと思います。生徒・先生・保護者からもそのような言葉が出てしまうというのは避けなければならないと思います。

このような部分は、現場の先生に任されているのですか。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。御指摘の部分ですが、確かにいじめの定義が広い範囲に及んでいまして、何かをされた生徒が「心身の苦痛を感じた」と言えば、いじめに該当するという状況です。県教育委員会としては6月の「心のきずなを深める月間」をいじめの未然防止月間として、小・中・高等・特別支援学校に周知をしています。

「いじめ」という言葉が県民の方からすれば、重大ないじめと捉えられてしまうところもありますが、積極的にいじめの認知をしていくことは、各学校では保護者会等においても学校のいじめ防止基本方針の説明をとおして周知するとともに、子ども達は様々なトラブルを乗り越えていくことで成長していくということも伝えているところです。

様々なトラブルも含めて心身の苦痛を与えたらいじめに当たりますが、それを乗り越えていく力、解決していく力も一緒に身に付けていくように指導しています。

教育長

他はよろしいですか。

櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員

まず1点目に、情報集約担当者は教職員の中から選ぶのですか、それとも新しく雇用される方ですか。

2点目は、資料の(4)に「学校のマネジメントスキルの研修の充実を図る」とありますが、具体的にどのような研修を行われるのか教えてください。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。まず、1点目の情報集約担当者は、校内の教職員の中からその役割を与えることを考えています。外部の方を新しく雇用することではありません。

2点目の管理職のマネジメントスキルを高める研修については、先ほどと重複しますが、6月に管理職を含めた実践的な研修会である「心のきずなを深めるシンポジウム」で、実際に自死事案が発生した場合に、管理職がどのような形で迅速にリスクマネジメントをやって対応していくのか、また逆に、落ち着きのない言動等の環境がある場合等で自死が起こらない予防策としてどのようなことに取り組むのか等について管理職の先生方に実際に演習をしていただく研修を考えています。

櫻井委員

例えば、研修については何時間と決まっているのですか。また集合研修ではなく、一人一人に研修をするということですか。一般にビジネス界で研修というと、厳しく1対1でやることが多いのですが、そこはどうですか。

学校安全・安心推進課長

本課としては集合研修での演習を予定しています。これまでもそのような形で

実施してきました。また、これまでも教育センターでは、新任校長等の管理職の先生方に、別途リスクマネジメントの研修をされています。

本課での管理職のマネジメントスキル向上に向けた研修としては、実際に自死事案が起きたときに御遺族とどのように接して、どのように調査を進めて対応していくかという部分等、実際の場面を想定して、校長先生方、教頭先生方に研修の中で演習をしていただきました。

櫻井委員

そうですね。これまでもこのような研修はされていたと思います。その上で、さらに研修をされるのかと思いましたので、質問しました。今までも本当によくされていたと思います。それなのにわざわざ、必要な措置を講じると書いてありましたので、何か新しくこれまでと違う取組みをするのかと思い、質問しました。

県立学校教育局長

これはあくまでも県教育委員会の附属機関である、いじめ防止対策審議会から答申をいただいた段階での内容です。これからこの答申の内容をどう具現化していくか、県教育委員会で考えていかなければならないと思います。

御質問いただきました研修についても、御指摘のとおりいろいろとやってきましたが、それでも課題があったということをお回の答申で御指摘いただいていますので、次年度に向けて研修の内容や方法等を考えなければなりません。

教育長

他に御意見等がありますか。

木之内委員

資料裏面の「人権尊重」の部分で、アクティブラーニングのときの授業に関する発言と私語を区別するというのがあります。今のマネジメントスキルと同じ話だと思いますが、これまで私語との区別を具体的に研修等でされていたのでしょうか。これからこういうことが課題になっているので注意しなければいけない、となっているのでしょうか。どんな研修をやられるのか、分かる範囲で教えてくださいたいと思います。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。アクティブラーニングが学習指導要領の改訂によって入ってきました。

これまではどちらかと言えば、学級づくりの部分にウェートを置きたいじめの未然防止の部分に力を入れて研修等も行ってきましたが、今回、授業の部分においても指摘を受けましたので、関係課である高校教育課、義務教育課、特別支援教育課とも今後協議をしながら、どのような形でこの部分の研修を進めていくのか詰めていきたいと思っています。以上です。

教育長

それでは、報告（２）については他によろしいですか。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和２年（２０２０年）１１月６日（金）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前９時３０分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後４時１５分。